

ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する条例の概要

目的

生物の多様性の重要性を認識し、野生動植物との共生が図られる、滋賀ならではの豊かな地域社会の創造

基本理念

- 生物多様性の確保による良好な自然環境の保全
- 野生鳥獣による被害の防止等を通じた野生動植物と人間の生活環境との調和の維持
- 現在のみならず将来の県民等による野生動植物との共生による恵沢の享受の継承

野生動植物との共生に関する基本計画

- 野生動植物との共生に関する基本方針
- 野生動植物との共生に関する長期的な目標
- 野生動植物との共生に関し講ずべき具体的な施策

「生物多様性しが戦略」の策定

既存の基本計画を継承し、それに生物多様性の持続的利用の観点を加えて発展させた生物多様性地域戦略として、平成27年（2015年）3月に、「生物多様性しが戦略」を策定。

希少野生動植物種の保護

県内において絶滅のおそれがある野生動植物種（最新版の滋賀県レッドデータブックで「絶滅危惧種」、「絶滅危惧増大種」、「希少種」に該当する種）を「希少野生動植物種」とする。

「希少野生動植物種」のうち、特に保護を図る必要がある種を「指定希少野生動植物種」として指定。（「種の保存法」に基づく「国内希少野生動植物種」を除く。）

捕獲・採取等を禁止。

「希少野生動植物種」の保護のために特に重要な地域を「生息・生育地保護区」として指定。



生息・生育環境の改変行為等は事前に届出を義務づけ。

希少野生動植物種の調査、監視、および普及啓発のため、主な生物群の専門家を「希少野生動植物種調査監視指導員」として各地域に配置。

（参考）種の保存法

国内希少野生動植物種の指定。



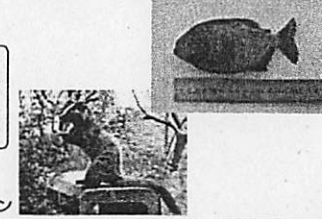
- 捕獲・採取等の禁止。
- 譲渡・陳列等の禁止。（個体の生死を問わない。器官、加工品を含む）

外来種による生態系に係る被害の防止

外来種のうち、生態系に係る被害を及ぼすおそれがあるものを「指定外来種」として指定。（「外来生物法」に基づく「特定外来生物」を除く。）

緑地の造成等に際し、外来の植物をなるべく使用しないよう配慮。

- 野外への放逐等を禁止。
- 飼養・栽培等の届出を義務づけ。
- 販売に際し、生態系等への影響、飼養方法等の説明を義務づけ。



「指定外来種」または「特定外来生物」による生態系に係る被害を防止するため、必要な場合は、防除計画を策定し計画的に防除を実施

（参考）外来生物法

特定外来生物の指定。



- 野外への放逐等の禁止。
- 飼養・栽培等の禁止。
- 運搬・保管等の禁止。
- 輸入・販売等の禁止。

野生鳥獣種による農林水産業等に係る被害の防止

野生鳥獣種のうち、農林水産業等に係る被害を及ぼしているものを「指定野生鳥獣種」として指定。

餌付けの禁止。（人馴れの防止）

「鳥獣保護法」の保護管理計画に基づく対策と一体的に被害防除対策を総合的・計画的に推進。

「指定野生鳥獣種地域協議会」の設置による地域ぐるみの対策の推進。（各種の協議会を地域毎に一体化）

- 各地域の対策のリーダーとなる人材の養成。
- 被害防除推進員を各地域に配置。

指定野生鳥獣種に指定された5種



ツキノワグマ(クマ科)



ニホンザル(オナガザル科)



イノシシ(イノシシ科)



ニホンジカ(シカ科)



カワウ(ウ科)

希少野生動植物種の生息・生育地保護区（10か所、平成27年3月現在）

保護区名	所在地	面積 (ha)	施行日	保護対象種
① 地蔵川/ハリヨ生息地保護区	米原市 藤井	0.4	H20.4.1	ハリヨ
② 山門温泉ミツガシワ等生育地保護区	長浜市 西浅井町山門	35.3	H20.4.1	ミツガシワ等11種
③ 油日サギスガ等生息・生育地保護区	甲賀市 甲賀町油日	8.1	H21.3.1	サギスガ、ナゴヤダルマガエル等14種
④ 布施瀬・新瀬水生植物生育地保護区	東近江市 布施町	15.1	H22.3.31	ガガバタ、カイツブリ等7種
⑤ 瀬宮神社ユキフライデグ植物生育地保護区	甲賀市 土山町前野	0.2	H22.3.31	ユキフライデグ
⑥ 佐目風穴コケモリ類および石灰岩性植物生息・生育地保護区	多賀町 佐目	3.7	H23.3.31	テングコケモリ、コバノチョウセンエノキ等11種
⑦ 甲津畑町セツブンソウ生育地保護区	東近江市 甲津畑町	0.12	H23.3.31	セツブンソウ
⑧ 藤井養鶏場サルオガセ類生育地保護区	米原市 上丹生	0.9	H24.3.31	アカサルガオセ等8種
⑨ 佐渡江尻湖岸動植物生息・生育地保護区	近江八幡市 佐渡江町	5.1	H25.3.31	ハマゴウ、タチスズシロウ
⑩ 新海浜ハマゴウ・ハマエンドウ群落生育地保護区	彦根市 新海浜	1.6	H26.3.31	ハマゴウ、ハマエンドウ



滋賀県ビオトープネットワーク長期構想の策定

野生動植物の生息・生育環境（ビオトープ）の保全・再生・ネットワーク化の必要性と望ましい将来像を、多様な主体間で広く共有するため、「重要拠点区域」として16区域と「生態回廊」として10河川を選定した「滋賀県ビオトープネットワーク長期構想—野生動植物の生息・生育環境の保全・再生・ネットワーク化に関する長期構想—」を平成21年（2009年）2月に策定
<http://www.pref.shiga.lg.jp/hodo/e-shinbun/dg00/files/20090225kousou-jiyosyou72dpi.pdf>

